



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 東 海 理 化
(登記社名 株式会社東海理化電機製作所)
代表者名 取締役社長 三浦 憲二
(コード番号 6995 東証・名証第 1 部)
問合せ先 総務部長 宮田 豊
TEL (0587) 95-5211

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 16 日開催予定の当社第 70 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 機動的な資本政策および配当政策を実施できるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とするため、変更案第 37 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するとともに、現行定款第 37 条（剰余金の配当の基準日）を変更案第 38 条（剰余金の配当の基準日）に変更し、それらの規定の一部と内容が重複する現行定款第 38 条（中間配当）を削除するものであります。
- (2) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 6 月 16 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 29 年 6 月 16 日（金曜日）

以 上

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 37 条 当社の期末配当の基準日は、 毎年 3 月 31 日とする。 (新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(中間配当)</u> 第 38 条 当社は、取締役会の決議によ って、<u>毎年 9 月 30 日を基準日と して中間配当をすることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第 37 条 当社は、<u>剰余金の配当等会社 法第 459 条第 1 項各号に定める 事項については、法令に別段の 定めのある場合を除き、取締役 会の決議によって定めること ができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 38 条 当社の期末配当の基準日は、 毎年 3 月 31 日とする。 <u>②当社の中間配当の基準日は、 毎年 9 月 30 日とする。</u> <u>③前 2 項のほか、基準日を定めて 剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

以 上